海南市指定給水装置工事事業者の指定申請書提出について

指定給水装置工事事業者指定申請書と下記の添付書類を提出していただきます。

記

１．添付書類　　　　法人・・・登記簿の謄本、定款の写し（原本証明要）

　　　　　　　　　　　個人・・・住民票

給水装置工事主任技術者免状の写し

２．指定手数料　　　　￥１０，０００円。（海南市水道事業給水条例第34条による。）

　　　　　　　　　　（申請書提出時、窓口にてお支払いください。）

３．提出部数　　　　１部。

４．指定許可　　　　　海南市指定給水装置工事事業者の登録は、交付する許可証の許可日からとなります。指定基準に適合していれば、申請書受付日から約２週間程度で許可証の交付を行います。

（電話にて交付連絡を行います。）

交付の際は、海南市給水装置工事申込方法や、海南市給水装置工事仕様書の簡単な説明を行いますので、原則、水道部窓口まで主任技術者の方が受取りに来てください。郵送でも交付は可能です。

５．提出先　　　　〒642-0002

　　　　　　　　　　　海南市日方1289番地26

　　　　　　　　　　　　　海南市水道部　施設維持課

　　　　　　　　　　　電話　073‐483‐8755　　FAX　073-483-8752